大阪府条例第　　　号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改

正する条例

　非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （期末手当）第五条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員（以下「第五条適用職員」という。）に係る期末手当は、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号。以下「期末勤勉手当条例」という。）第二条第一項に規定する基準日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する第五条適用職員（規則で定める職員を除く。以下この条において同じ。）のうち、基準日の属する年の四月一日から基準日までに開始される第五条適用職員としての任用の期間及び規則で定める任用の期間を合算した期間（任用の期間が重複する場合は、重複する期間のいずれか一の期間を合算する。）が六箇月以上である職員（勤務時間が一週当たり十五時間三十分未満である者を除く。）に対して、それぞれ期末勤勉手当条例第二条第一項に規定する支給日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した第五条適用職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。２・３　（略） | （期末手当）第五条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員（以下「第五条適用職員」という。）に係る期末手当は、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号。以下「期末勤勉手当条例」という。）第二条第一項に規定する基準日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する第五条適用職員のうち、基準日の属する年の四月一日から基準日までに開始される第五条適用職員としての任用の期間及び規則で定める任用の期間を合算した期間（任用の期間が重複する場合は、重複する期間のいずれか一の期間を合算する。）が六箇月以上である職員（勤務時間が一週当たり十五時間三十分未満である者を除く。）に対して、それぞれ期末勤勉手当条例第二条第一項に規定する支給日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した第五条適用職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。２・３　（略） |
|  |  |

附　則

　この条例は、公布の日から施行する。